

愛知県都市農業振興計画

—都市と農の共生と発展に向けて—



平成29年3月



目次

第1	はじめに	1
1	「愛知県都市農業振興計画」の背景と趣旨	1
2	都市農業の定義	2
3	振興計画の位置づけ	2
4	振興計画の期間	2
第2	都市農業の現状と課題	3
1	現状	3
(1)	都市における人口	3
(2)	農業振興地域と都市計画区域	4
(3)	生産緑地と税制度	5
(4)	都市農業の機能と役割	8
(5)	農業経営の状況	9
(6)	地産地消の取組状況	11
(7)	市民農園等に関する取組状況	13
(8)	交流活動の状況	15
2	課題	17
(1)	地域と共生した農業経営の展開	17
(2)	計画的な土地利用と環境形成	17
(3)	農業への理解促進と交流活動の推進	18
第3	愛知県都市農業のめざす姿	19
I	都市農業の安定的な継続	19
II	農と緑に恵まれた都市環境の形成	19
III	農のある豊かな暮らしの享受	19
第4	施策体系と主な取組	20
I	都市農業の安定的な継続	21
1	担い手の確保・育成	21
(1)	多様な担い手の確保・育成	21
(2)	関連諸制度についての情報提供	22
2	農産物の供給機能向上	23
(1)	産地・経営体の収益力向上	23
(2)	生産施設等の整備	24

Ⅱ 農と緑に恵まれた都市環境の形成	25
1 防災、景観形成並びに環境保全機能の発揮促進	25
(1) 防災機能の発揮と災害対応に向けた取組促進	25
(2) 景観形成機能の発揮に向けた取組促進	26
(3) 環境形成機能の発揮に向けた取組促進	27
2 的確な土地利用に関する計画策定と緑地保全	28
(1) 農地保全を位置づけた都市計画の策定促進	28
(2) 生産緑地制度の活用促進	29
Ⅲ 農のある豊かな暮らしの享受	30
1 農産物の地元での消費促進	30
(1) 産地直売所等の取組促進	30
(2) 地元産農産物に関する情報提供	31
(3) 学校給食等における地元産農産物の利用促進	32
2 農作業体験に関する環境整備	33
(1) 市民農園等による農作業体験の環境整備	33
(2) 福祉を目的とする都市農業の活用促進	34
(3) 学校教育における農作業体験の機会の充実	35
3 県民の理解と関心の増進	36
(1) 都市農業に関する情報提供と取組促進	36
(2) 都市農業者と都市住民との交流促進	37
(3) 農業技術の習得促進と援農活動の推進	38
第5 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	39
1 連携・協働による施策の推進	39
2 市町村の計画策定について	39
《参考資料》	40
用語の解説、「愛知県都市農業振興計画策定検討会議」設置要領・構成員名簿	

○ 本文中の※印が付されたことばについては、冊子末尾の参考資料で“用語の解説”として五十音順に説明をしています。なお、同じページに、同じことばがある場合は、最初のことばにのみ※印を付けています。

第1 はじめに

1 「愛知県都市農業振興計画」の背景と趣旨

愛知県は、750万人を超える人口を有し、平成26年の製造出荷額が約43兆8千億円で、38年連続で全国第一位の座を誇る工業県です。また、農業においても、産出額が約3千億円で、全国上位に位置する有数の農業県です。とりわけ、花きの産出額は、54年連続日本一を誇る花の王国でもあります。

このような産業構造の中で、本県の人口は都市部へ集中し、県民の約8割が、市街化区域^{*}に居住しています。都市部の農業者にとっては、消費者や事業者との距離が近いという立地条件を生かし、少量多品目の作付けや直接販売、直接取引等により収益性の高い経営が展開できるという強みがあります。その一方で、都市部での開発需要により、農地が、年々、宅地や企業・商業用地へと転用されており、地価の高騰に伴う農地保有コストが増大している状況です。

しかし、本県の人口は現在、微増傾向にありますが、長期的に見れば少子・高齢化により人口減少に転じることが予測されており、都市部の農地への開発圧力が低下することが考えられます。また、近年、都市住民の食への安全志向やライフスタイルの変化により、「健康のために土に触れたい」、「自分で野菜を育ててみたい」という潜在的なニーズが高まっており、新鮮な農産物の供給や良好な景観の形成、加えて東日本大震災を契機とした防災の観点から、「都市農地を保全すべき」との声が広がっています。

こうした都市農業を取り巻く社会情勢の変化を背景に、国では平成27年4月に都市農業振興基本法（以下、「基本法」という。）が施行され、翌28年5月には都市農業振興基本計画（以下、「基本計画」という。）が策定されました。この中では、都市農地の位置づけが「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと大きく転換され、本格的な農業振興施策を講ずる方向に舵が切られました。

本県においても、平成28年3月に策定した「食と緑の基本計画2020」の中で、「都市及び都市近郊における農業の振興」を掲げており、新鮮な農産物の都市住民への提供や農業体験・交流の場の提供、災害時の防災空間の確保など、都市農業が有する多様な機能が将来にわたり十分に発揮されるよう、その継続的な振興を図るための取組を促進することとしています。

以上の経緯のもと、本県の都市農業が持つ様々な可能性を広げ、その豊かさを農業者と都市住民がともに享受して、未来へつなぐことを目的として愛知県都市農業振興計画（以下、「振興計画」という。）を策定することとしました。

2 都市農業の定義

振興計画における「都市農業」とは、基本法第2条において定義する「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」をいいます。

なお、上記の定義は、今後、市町村が定める都市農業の振興に関する計画（以下、「地方計画」という。）において、「都市農業」の範囲を独自に定めることを妨げるものではありません。

3 振興計画の位置づけ

振興計画は、基本法第10条に基づき定めるものであり、「食と緑の基本計画2020」や本県の関連施策の都市農業に関する分野別計画として位置づけ、都市農業者や地域住民、行政や関係団体の取組指針とするものです。

4 振興計画の期間

振興計画は、概ね10年後を展望しつつ、計画の進捗状況や「食と緑の基本計画2020」の見直し、国の制度改正、社会情勢の変化に応じて、新たな対応が必要となった場合には、その時点で見直しを行います。



第2 都市農業の現状と課題

1 現状

(1) 都市における人口

本県の総人口は、7,512千人（H28.12現在）で、近年の人口は微増傾向にあります。しかし、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成52年には、約6,856千人まで減少することが予測されています。（図1）

総人口に占める市町村上位5市の人口は、名古屋市2,307千人（30.7%）、豊田市424千人（5.7%）、岡崎市384千人（5.1%）、一宮市381千人（5.1%）、豊橋市374千人（5.0%）の順（H28.12現在）となっており、この5市で総人口の51.6%を占めています。（表1）

また、市街化区域^{*}内に居住する人口は、6,199千人（H26）で、総人口の約8割を占めており、全国段階における同区域内に居住する人口割合の7割を上回っています。（図2）

人口の集中している市街化区域は、県産農林水産物の大消費地であるとともに、農業や農業政策に対する県民の理解を醸成する「PR拠点」となっており、都市農業の果たす役割が大きい状況にあります。

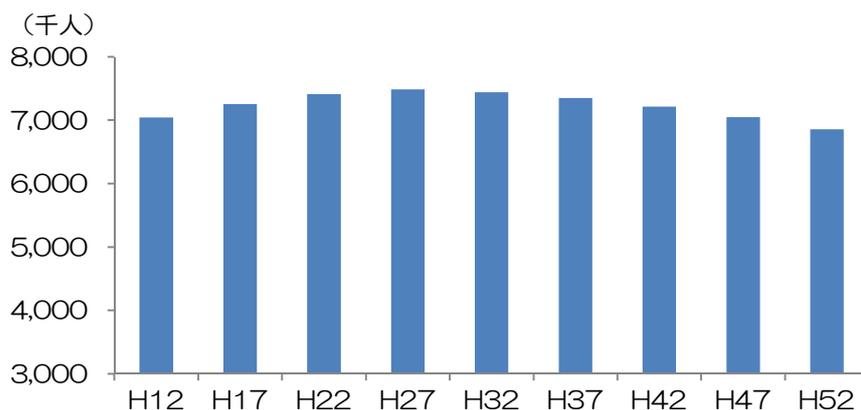


図1 愛知県の人口推移と将来予測

資料：総務省統計局「人口推計」、
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

表1 市町村別人口上位5市（H28.12現在）

市町村	人口(人)	総人口に占める割合(%)
名古屋市	2,307,292	30.7
豊田市	424,494	5.7
岡崎市	383,715	5.1
一宮市	380,713	5.1
豊橋市	374,421	5.0
合計	3,870,635	51.6

資料：愛知県統計課調べ

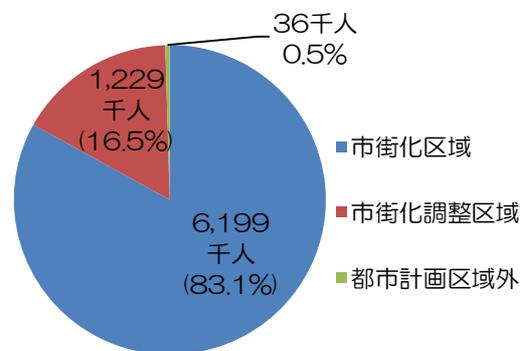


図2 区域別人口

資料：愛知県都市計画課「都市計画現況調査」(H26)、
愛知県統計課「あいちの人口」(H26)

(2) 農業振興地域^{*}と都市計画区域^{*}

高度経済成長期において、旺盛な宅地需要に應えるため、昭和 43 年に制定された「都市計画法」では、市街化区域^{*}に取り込まれた農地は「宅地化すべきもの」として位置づけられました。一方、農業政策においても、昭和 44 年に制定された「農業振興地域の整備に関する法律」により、主要な施策は農業振興地域の農用区域^{*}で計画的・集中的に実施されてきました。市街化区域内農地は、都市政策及び農業政策の双方から宅地化するまでの過渡的な存在として位置づけられて今日に至っており、主要な農業振興施策が講じられてきたとは言えない状況です。

ここで、土地利用区別農地面積をみると、県内の市街化区域内農地は 5,339ha で全農地の 6.9% となっています。そのうち、21.9% の 1,167ha が生産緑地地区 (p29 参照) に指定されています。(図 3)

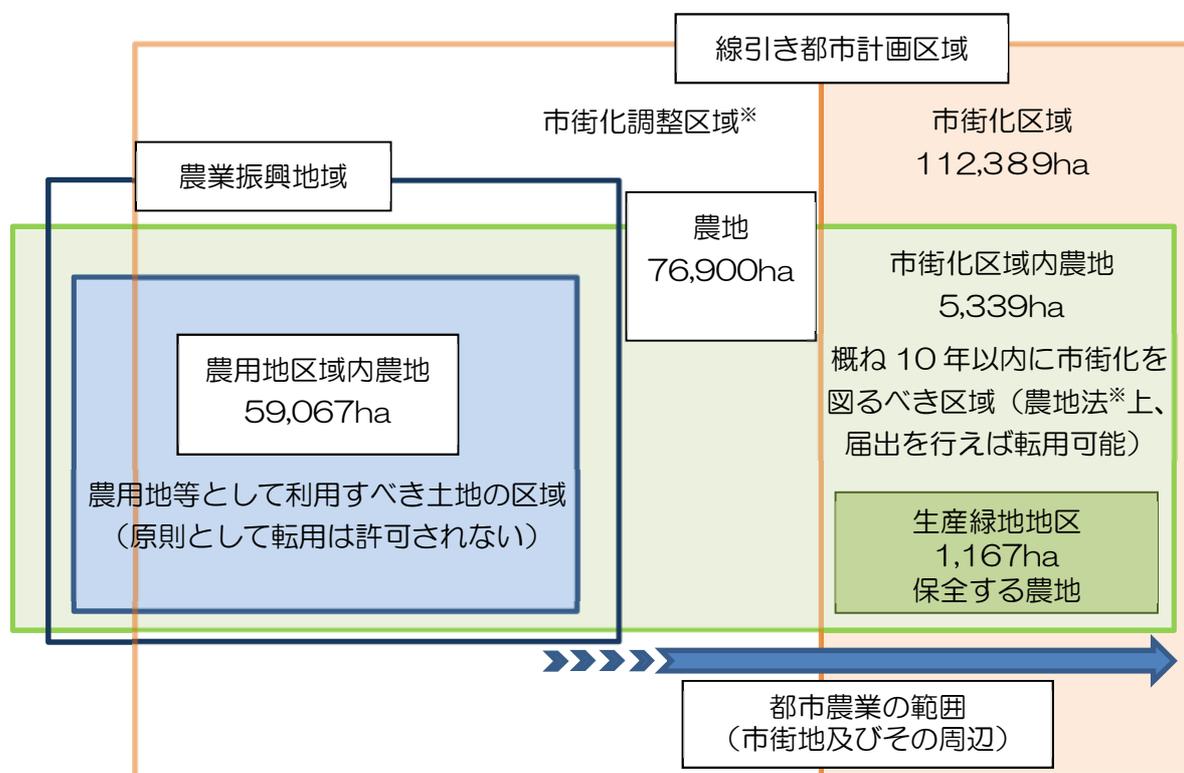


図3 農業振興地域及び都市計画区域の土地利用区分

資料：農林水産省「耕作及び作付面積統計」(H27)、愛知県農業振興課調べ (H27)、愛知県土地水資源課「土地に関する統計年報」(H27)

(3) 生産緑地と税制度

三大都市圏の特定市^{注1}における市街化区域内農地は、保全する農地（生産緑地地区）と宅地化する農地（生産緑地地区以外の農地）に区分されています。

県内の生産緑地地区に占める市町村上位 5 市の面積は、名古屋市 275ha（23.6%）、一宮市 144ha（12.3%）、岡崎市 97ha（8.3%）、豊田市 56ha（4.8%）、小牧市 52ha（4.5%）の順となっており、この5市で全体の53.5%を占めています。（表2）

表2 生産緑地地区面積上位5市

区 分	市街化区域面積(ha)		市街化区域内農地面積 (ha)	
			生産緑地地区面積 (ha)	県内全生産緑地地区面積に占める割合(%)
名古屋市	30,258	766	275	23.6
一宮市	3,802	308	144	12.3
岡崎市	5,796	296	97	8.3
豊田市	5,215	158	56	4.8
小牧市	2,849	158	52	4.5
合 計	47,920	1,686	624	53.5

資料：愛知県市町村課調べ（H27）、愛知県土地水資源課「土地に関する統計年報」（H27）

生産緑地地区では固定資産税が一般農地として課税されますが、生産緑地地区以外の農地は、固定資産税が宅地並課税となっています。

平成 27 年度の本県における市街化区域内農地の 10a あたりの固定資産税の平均をみると、特定市が 176,189 円、特定市以外が 110,528 円となっており、生産緑地地区の 1,407 円と比較して高額になっています。なお、本県の生産緑地地区及び特定市以外の市街化区域内農地の税額は、全国平均より高くなっているのが特徴です。（図 4）

また、相続税納税猶予の免除要件は、生産緑地地区と市街化調整区域内農地では終身^{注2}、三大都市圏の特定市以外の市街化区域内農地では 20 年の長期間かつ相続人自らの営農が条件となっており、ハードルの高いものとなっています。（表 3）

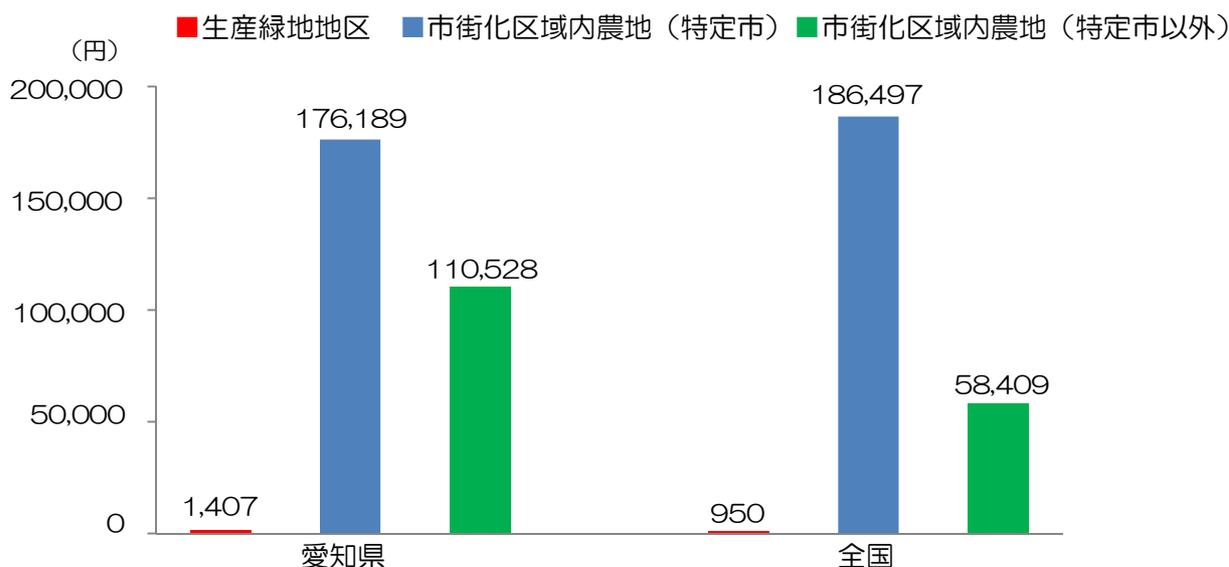


図4 愛知県及び全国の固定資産税額（10a 当たり）

資料：総務省「固定資産価格等の概要調書」（H27）

表3 農地の保有に対する税金の状況

（H29.1 現在）

区分		固定資産税		相続税		
		評価	課税基準	納税猶予措置	納税猶予の免除要件	
農業振興地域及び市街化調整区域内農地		農地評価	農地課税	あり	終身	
市街化区域内農地	一般市街化区域	宅地並評価	農地に準じた課税	あり	20年	
	三大都市圏特定市	生産緑地地区	農地評価	農地課税	あり	終身
		その他	宅地並評価	宅地並課税	なし	-

資料：農林水産省作成資料

○ 県内の三大都市圏特定市（33市）

名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市

注1：「特定市」とは、三大都市圏のうち、中心となる都市及びその周辺の都市で、本県の場合は、①中部圏内にある政令指定都市、②「中部圏開発整備法」の都市整備区域内にあるものを指します。

注2：平成3年1月1日以前に特定市となっていた場合の相続税納税猶予制度は終身営農が義務付けられますが、平成3年以後、市町村合併により、従来の特定期と合併した町村は、従来どおり猶予期限は20年（または相続人の死亡までの何れか早い日）の納税猶予期間が適用されます。

ここで、土地利用区分別の農地面積の推移をみると、平成5年から平成27年にかけて、市街化区域内農地面積は6,303ha減少（約60%減）しており、生産緑地地区面積は424ha減少（約27%減）しています。生産緑地地区は比較的小幅な減少にとどまっていますが、生産緑地地区以外の市街化区域内農地は、減少が顕著です。（図5）

なお、生産緑地地区は指定から30年経過後に、農地所有者が市町村に対して買取りを申し出ることができます。そのため、最初に指定された平成4年から30年が経過する平成34年には、一斉に申出されることが予測されます。その際、市町村の財政上の理由から、大部分が買い取られない可能性もあり、生産緑地地区の指定が解除されるほか、行為の制限の解除^{*}後は多くの生産緑地地区が転用されることが考えられます。

また、生産緑地地区は、一団で500㎡以上の区画とする指定要件が設けられており、小規模な農地は対象とされていません。それに付随して、複数の生産者がまとまって生産緑地指定を受けている場合、一部の農地が相続などにより生産緑地地区が解除されると、面積が指定要件を下回り、全体が解除される「道連れ解除」への対応が課題となっています。

現在、生産緑地地区の面積要件に関する生産緑地法の改正について、国会で審議されています。（平成29年3月現在）

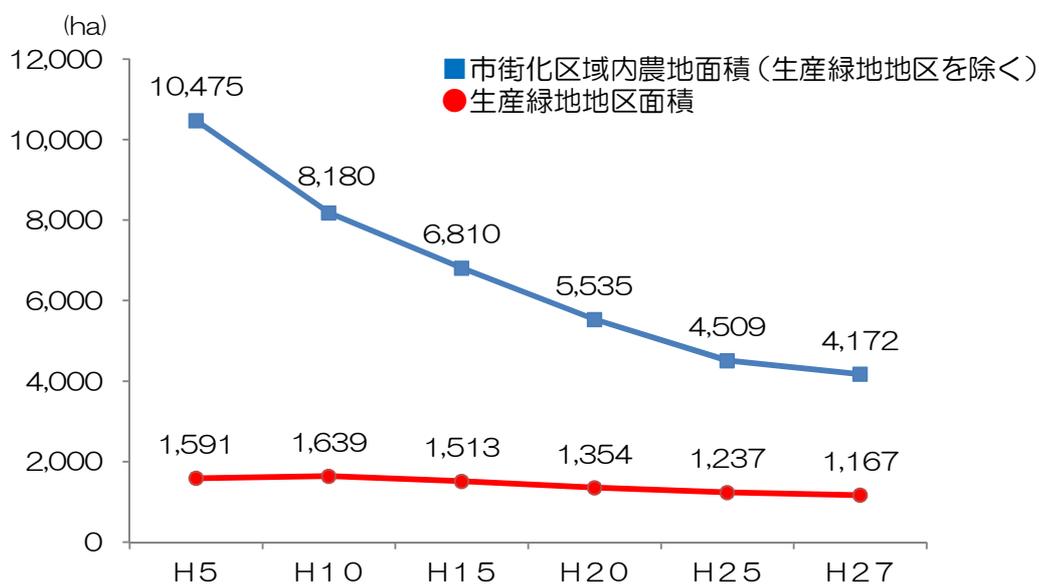


図5 愛知県の市街化区域内農地面積、生産緑地地区面積

資料：愛知県土地水資源課「土地に関する統計年報」

(4) 都市農業の機能と役割

平成 24 年に農林水産省が実施した「都市農業・都市農地に関するアンケート調査結果」では、都市部の自治体が認識している都市農業・農地の機能と役割としては、「新鮮で安全な食料の供給」、「農業体験・交流の場の提供」、「緑地としての景観形成」が上位となっています。(図 6)

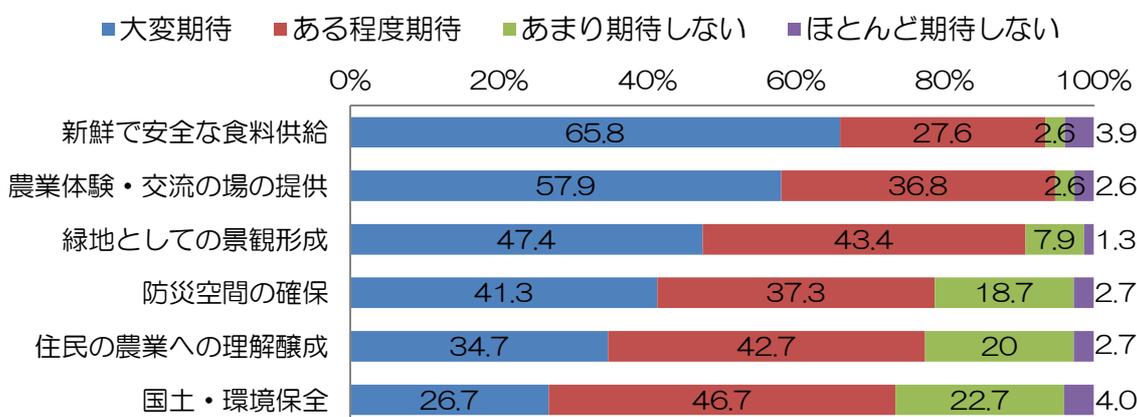


図 6 大都市における農業の多様な機能への自治体からの期待
資料：農林水産省都市農村交流課調べ（H24）

本県では、農業が持つ機能と役割の維持・発揮のために、地域の共同活動として、水路の泥上げや農地周辺の草刈り、田んぼの生きもの観察会等の活動を支援しています。また、環境に配慮した農業として、化学農薬だけに依存しない防除方法の導入やレンゲなどの緑肥植物*の作付け等を推進しています。

そのほか、平成 21 年から都市の緑の保全と創出を一層推進するために、「あいち森と緑づくり事業*～都市緑化推進事業」を実施し、市町村等が行う緑地保全や緑の街並み、並木道再生、県民参加緑づくり活動を支援しています。さらに、暮らしの中に花をもっと取り入れていただく「花いっぱい県民運動」の一環として、花のまちづくりなどを推進しています。

こうした活動に県民が参加することは、都市における緑地保全や美しい景観、環境の形成に資する農業・農地の大切さを知り、都市農業が持つ多様な機能を評価することに繋がっています。

また、東日本大震災を契機に県民の防災意識が大きく変化しており、南海トラフ地震*が遠くない将来発生する可能性が予測されている中、都市の農地に災害時の延焼遮断帯、避難場所など、防災空間としての役割が期待されています。

本県は、平成 28 年に農業団体と「災害時における燃料及び応急生活物資の供給等の協力に関する協定」を締結し、災害発生時の備えとしました。また、県内 5 市では、農業団体や農業者の協力のもと、災害時に農地を円滑に活用する防災協力農地等の取組*が進められています。今後もそれらの取組がさらに進むことが期待されています。(表 4)

表 4 防災協力農地等の取組状況

県、市町村	形態	開始年度	協定締結(登録)者		内容			
			個別農家	農業団体	食料品等の優先供給	避難場所	資材置場	その他
愛知県	協定締結	H28		○	○			
名古屋市	登録	H26	○			○	○	
春日井市	協定締結	H11		○	○			
小牧市	協定締結	H21	○					雨水水田貯留
稲沢市	協定締結	H14		○	○			
	協定締結	H20		○				街路樹の優先撤去等応急復旧作業
大府市	協定締結	H24		○	○			

資料：愛知県農業振興課調べ

(5) 農業経営の状況

都市農業では、住宅等に近接した小規模な農地が分散しており、自家消費や直売用に少量多品目の野菜等が栽培されているのが特徴です。

品目別では、露地で、ほうれんそう、こまつなといった葉物野菜などが、施設で、トマトやみつばなどが栽培されています。一部の地域では「あいちの伝統野菜^{*}」である「越津ねぎ」、「宮重だいこん」、「八事五寸にんじん」なども作られています。また、尾張地域を中心としてももやぶどうが栽培されており、農園の一角や自宅等で直売が行われています。水稲においては、農地所有者がJA出資法人やJA受託部会などへ農作業を委託している状況がみられます。

平成24年に農林水産省が実施した「都市農業・都市農地に関するアンケート結果」をみると、本県の都市農業者の平均経営面積は、56.6aで、全国平均の70.7aより少なくなっています。内訳を比較すると本県は全国平均よりも水田の比率が高くなっているのが特徴です。(図7) また、農産物の販売金額は、「販売なし」が23.9%で、「100万円未満」が54.8%となっており、大半が自給的農家や小規模農家です。その一方で、「700万円以上」の農家は5.3%を占め、少数ながら農業を主に経営している農業者も存在します。(図8) なお、アパート・マンションを所有している農業者の割合は、46.3%で全体の約半数を占めています。(図9)

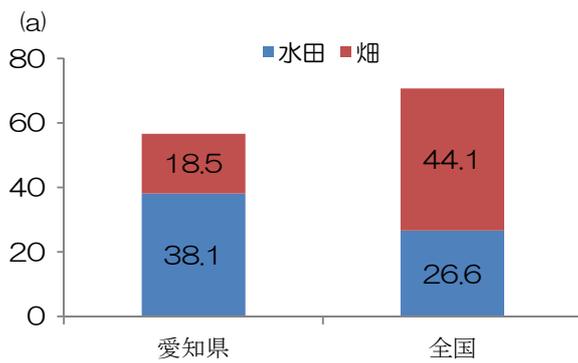


図7 1戸あたりの平均経営面積

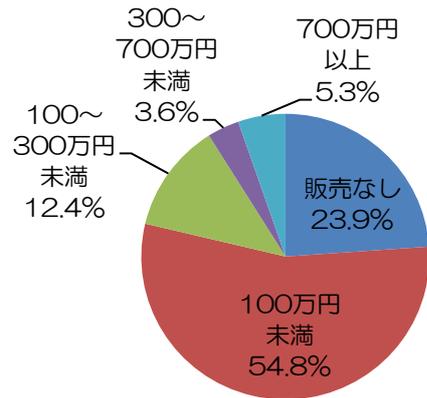


図8 農産物の販売金額別割合

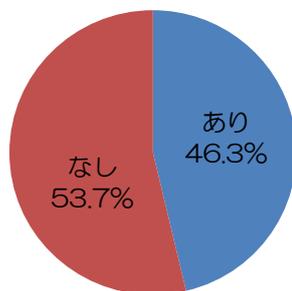


図9 アパート・マンションの所有率

図7~図9
「都市農業・都市農地に関するアンケート」(農林水産省農村振興局都市農村交流課調べ)
○調査期間:平成24年10月~12月
○調査対象:三大都市圏特定市の市街化区域*内に農地を所有する農業者 6,722人
有効回答数 3,133人(46.6%)
うち愛知県 479人(名古屋市、一宮市、春日井市、小牧市、清須市、北名古屋市、あま市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、西尾市)

農業従事者の状況をみると、都市においても農村部と同様に高齢化や担い手不足が深刻となっています。加えて、税制上の農地保有コストの増大などにより、農業のみで経営を成り立たせることが難しく、経営を継ぐことも困難となっており、農業者の営農意欲の低下に繋がっている場合もみられます。

また、都市農業者は、水質や日照・通風条件等の物理的環境におけるマイナス要因や、農薬散布や土ぼこり、肥料の臭い、農作業音の発生等による周辺住民との軋轢など、数々の問題に対応しながら営農を続けており、都市住民の理解と協力が欠かせません。

(6) 地産地消の取組状況

近年、食への安全志向や健康意識が高まる中で、生産者の顔が見える地元で採れた新鮮な農産物に対する評価が高まっています。平成 27 年度の県政世論調査※によれば、農産物等の購入の際に、国内産を優先（愛知県産にはこだわらない）する県民の割合は、67.0%で最も多く、続いて県産農産物を優先する県民の割合は、18.0%となっており、この数値は、平成 25 年度と比較して 3.4 ポイント上昇しています。（図 10、図 11）

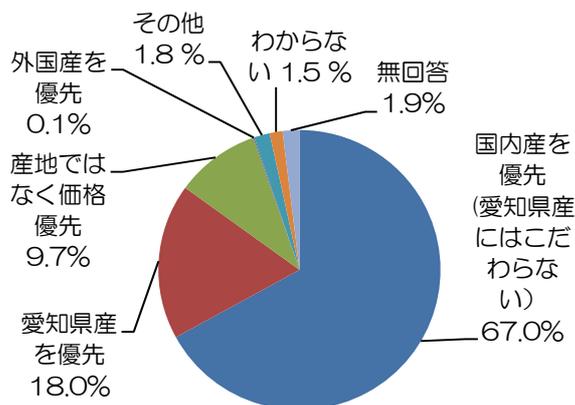


図 10 農産物等を購入する際に優先する産地
資料：愛知県広報広聴課「県政世論調査」(H27)

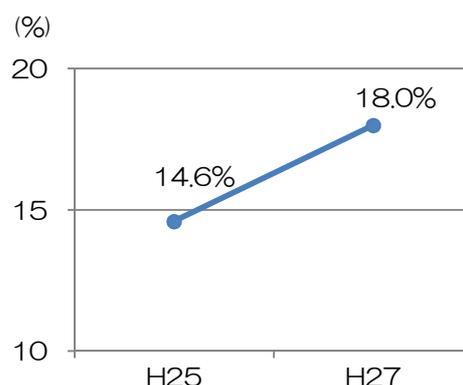


図 11 県産農産物を優先して購入したいと思う県民の割合
資料：愛知県広報広聴課「県政世論調査」

こうした中で、産地直売所やマルシェ※は、少量多品目生産が特徴の都市農業者が創意工夫を凝らした販売の取組を行うことで、多くの人でにぎわっており、消費者への農業の理解促進や交流拠点として、有効な場所となっています。また、消費者が身近にいるという利点を生かして、ほ場の一角や自宅に直売スペースを設けたり、百貨店への出店やスーパーマーケットでのインショップ※の設置など、都市ならではの特色を生かした販売を行っている事例もみられます。

平成 27 年度の県内における産地直売所は、平成 25 年度よりも若干減少したものの 287 か所あり、このうち尾張地域が 144 か所、西三河地域が 74 か所、東三河地域が 69 か所となっています。（図 12）

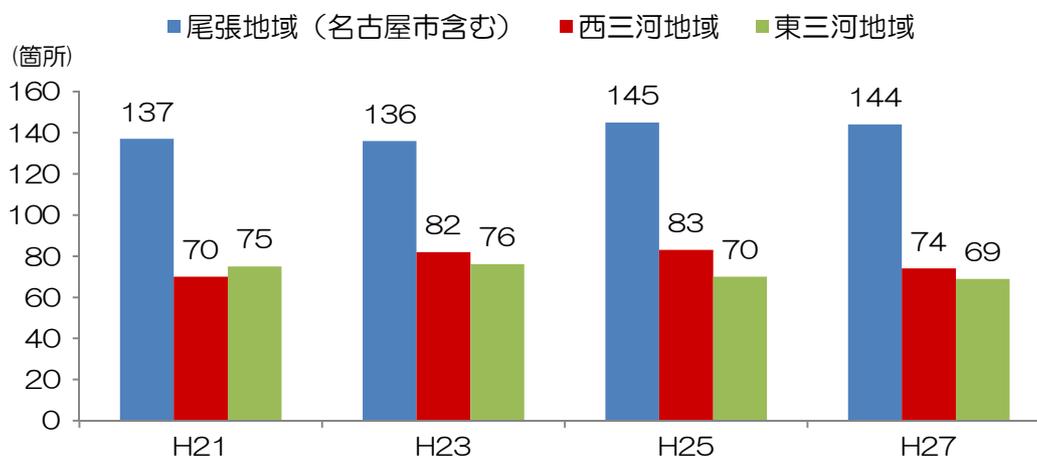


図 12 県内の地域別産地直売所数の推移
資料：愛知県農林政策課調べ

また、都市には食品関連企業や飲食店、大学、研究機関等、食に関する産業が集積することから、これらの事業者等のノウハウや技術、人脈を生かして、農商工連携[※]や農業者自身による6次産業化[※]の取組により、地元の農産物等を使った新商品の開発や販路の開拓が行われています。

なお、国家戦略特区[※]制度を活用して、市民農園の隣接地に農家レストランを設置する計画もあり、都市近郊という立地条件を生かした創意工夫のある取組が進んでいます。

本県では、消費者と生産者がお互いに理解し合い、地産地消等を通じて、一緒になって愛知県の農林水産物を支えていこうという「いいともあいち運動」を平成10年から実施しています。平成28年12月現在、生産から流通、消費に至る団体からなる「いいともあいちネットワーク会員」は、1,407 会員、県産農林水産物やその加工品を積極的に販売又は、食材として利用する店舗・飲食店である「いいともあいち推進店」は、1,041 店、県産農林水産物を応援していただく「いいともあいちサポーター」は228 人となっており、これらの会員数や推進店等は、年々増加しています。(図13)(図14)

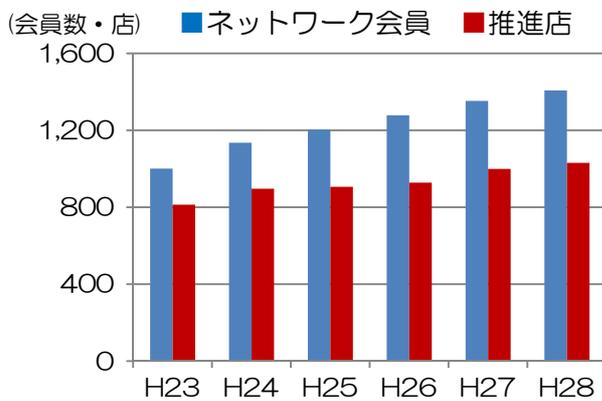


図13 いいともあいちネットワーク会員、
いいともあいち推進店の数
資料：愛知県食育推進課調べ

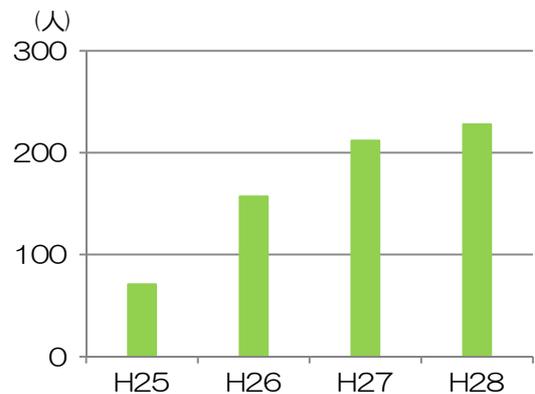


図14 いいともあいちサポーターの数
資料：愛知県食育推進課調べ

この「いいともあいち運動」の一環として、本県では、各市町村・農業団体等が連携し、地元産物やその生産などについて子供たちの関心や理解を深めるために、学校給食における地場産物や郷土料理等の導入を進めています。

地域の産物を活用する割合は、天候不順による価格や供給量への影響により、年次変化がみられますが、平成28年は平成22年に比較して、1.8ポイント上昇しています。(図15)

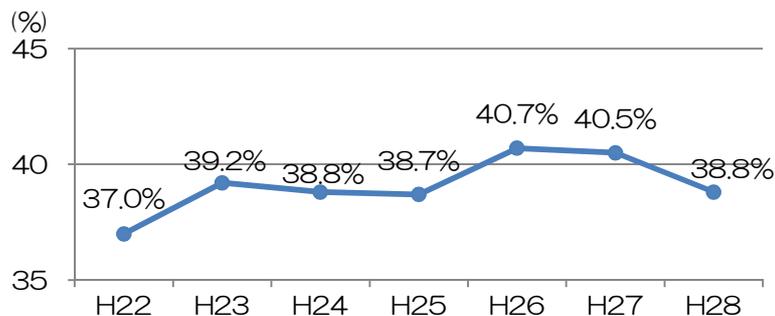


図15 学校給食における地域の産物の活用割合
(全食品数に占める県産食品数の割合)

資料：愛知県教育委員会調べ

(7) 市民農園等に関する取組状況

平成元年に制定された「特定農地貸付けに関する農地法^{*}等の特例に関する法律（略称：特定農地貸付法^{*}）」により、一定の条件を満たした農園が市民農園として整備されてきています。本県では、平成3年に「市民農園整備促進法^{*}」に基づき「市民農園の整備に関する基本方針」を定め、周辺の土地利用との調和を保ちつつ、質の高い市民農園の整備がされるよう支援を行ってきました。その結果、42市町に352か所、67.5ha、12,157区画の農園が整備されています。

（平成28年3月現在）この内、都市計画区域^{*}内では、市街化区域^{*}に127か所（36%）、市街化調整区域^{*}に216か所（61%）が整備されており、年次別にみると両区域とも設置数が増加傾向にあります。（表5、図16）今後も市民農園に対する都市住民のニーズが、ますます高まるものと予測されます。

表5 市民農園の設置か所数及び面積 (H28.3現在)

区分	農園数 (か所)	面積 (ha)	区画数	所在(市町村)
特定農地貸付法に基づく農園	344	57.0	11,219	名古屋市始め42市町
市民農園整備促進法に基づく農園	8	10.5	938	尾張旭市、日進市、清須市、長久手市、東海市、西尾市、みよし市
合計	352	67.5	12,157	

資料：愛知県農業振興課調べ

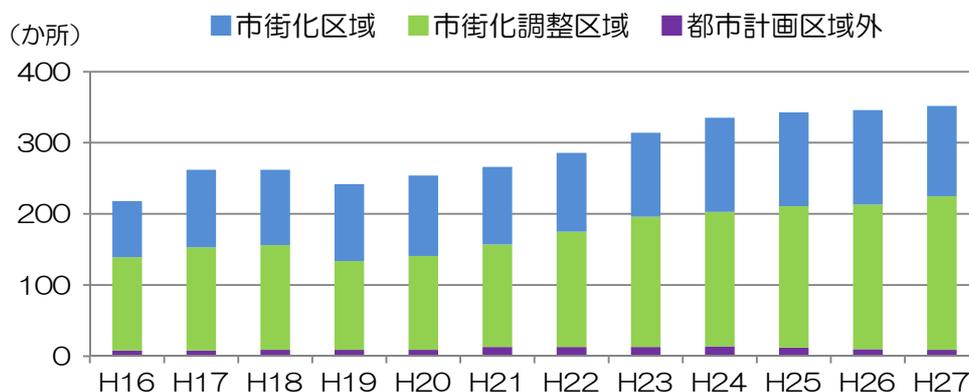


図16 本県の市民農園設置数の推移
資料：愛知県農業振興課調べ

また、農業者が作付け計画を立て、農地の管理や農具の用意、農園利用者への栽培技術指導等を行う農園利用方式による「農業体験農園^{*}」は、県内に10か所（H28.10現在）設置されています。（表6）

当方式は、農業者にとっても安定した収入を得ることができ、入園者の評価を直接受けることで、やりがいにもつながっています。こうした取組は、農業の価値を都市住民と農業者が共に高め、双方にとって満足度の高いシステムになっています。

表6 農業体験農園の設置状況 (H28.10現在)

区 域	名古屋市	尾張地域	西三河地域
設置数	3	4	3

資料：愛知県農業経営課調べ

本県では、平成25年3月に「食育のための農林漁業体験学習実践マニュアル」を作成し、総合的な学習の時間、社会、理科などの授業や課外活動の場において、校内の農園や農業者のほ場での栽培、収穫等の農作業体験が、農業者などの地域の方と学校との連携により積極的に展開できるよう環境づくりを推進してきました。その結果、農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合は、増加傾向にあり、平成28年度は77.4%となっています。（図17）

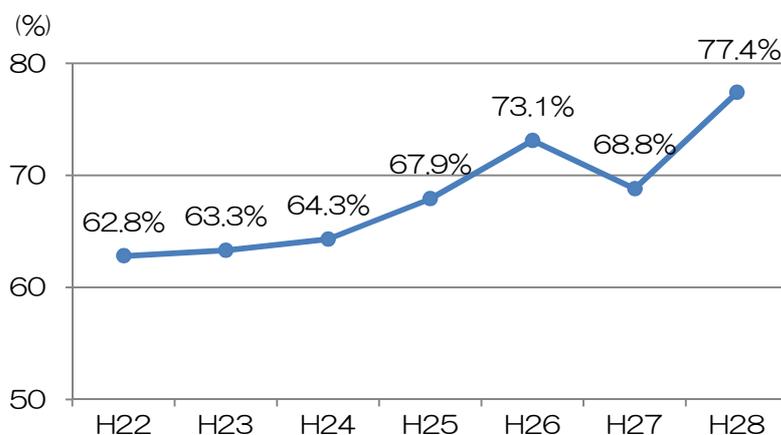


図17 農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合 (名古屋市を除く)

資料：愛知県教育委員会調べ

(8) 交流活動の状況

本県では、前記の「いいともあいち運動」や「花いっぱい県民運動」を展開して市町村や関係団体等との連携のもと、県産農林水産物や食育・花育に関する情報発信や交流イベント、現地交流型の講座等を開催し、食と農林水産業に関する理解促進と啓発活動を行っています。

こうした中で、企業自らの活動も進んでおり、現在、「あいち食育サポート企業団」に14企業が加盟、「花の王国あいちサポート企業」に21企業が認定されています。(表7)

表7 サポート企業の概要 (H29.3.現在)

区 分	企業数	内 容
あいち食育サポート企業団	14	食育に積極的に取り組もうとする愛知県発祥の企業が自主的に集まって結成。県や関係団体等との連携・協働により食育活動を実施。
花の王国あいちサポート企業	21	花いっぱい県民運動の趣旨に賛同し、愛知県産の花きを用いた活動を実践する県内企業等を花の王国あいち県民運動実行委員会会長(知事)が認定。花の展示や花壇整備、花のある暮らしの普及啓発、支援等を実施。

資料：愛知県食育推進課・園芸農産課調べ

また、近年、農業に積極的に関わりたいという都市住民の潜在ニーズや高齢化の進行に伴う定年退職後の就農、ボランティア活動への意識が高まっています。こうした中で、県内では、農業技術の習得を目的に54か所で農業塾が開設され、地域別では、名古屋市を含む尾張地域が36で最も多く、実施主体別では、市町村が28、JA22の順となっています。(表8、9)

表8 地区別農業塾開設数 (H28.8現在)

尾張地域 (名古屋市含む)	西三河地域	東三河地域
36	11	7

資料：愛知県農業経営課調べ

表9 実施主体別農業塾開設数(重複あり) (H28.8現在)

市町村	J A	地域支援協議会等	NPO	その他
28	22	5	1	1

資料：愛知県農業経営課調べ

そのほか、県とJA、関係機関が連携して、農業に関心を持つ都市住民に対して、農作業を学習する場を提供し、一定の技術水準に達した者が、労働力を必要としている農業者のもとで農作業を支援する取組もみられるようになってい

ます。
平成 27 年度の農林水産業に親しむ活動に参加する県民の割合をみると、38.3% となっており、平成 25 年度よりも 20.6 ポイント増加しています。(図 18)

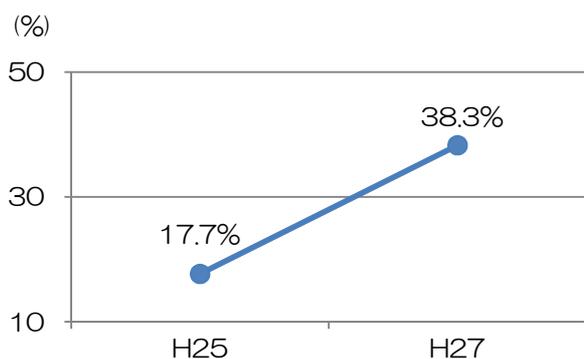


図 18 農林水産業に親しむ活動に参加する県民の割合
資料：愛知県広報広聴課「県政世論調査※」

2 課題

以上の現状を踏まえて、農とバランスのとれた都市を形成するためには、都市農業の重要性を農業者だけでなく都市住民が認識し、行政等と一体となって、将来のあるべき姿を共有して、地域をあげた面的な取組を行うことが重要です。そのための課題は、以下のとおりです。

(1) 地域と共生した農業経営の展開

都市農業が過渡的な存在ではなく、将来にわたって安定的に継続されていくためには、担い手が、地域との共生によって、やりがいのある農業経営を展開し、円滑に事業承継されていくことが重要です。

そのためには、定年帰農者^{*}を含む新規就農者をはじめ、多様な担い手を確保し、経営規模や事業形態に応じた的確な情報提供と技術・経営指導、農地の貸し手と借り手のマッチングを促進する必要があります。

また、営農意欲の高い農業者が経営改善計画を立て、施設や農業機械を導入する際には、国の支援が可能となるよう、市街化区域への既存施策の範囲の拡大や新規施策の創設などの措置が求められます。

さらに消費者や食品事業者等が身近に存在する強みを生かして、消費者のニーズに即した品種の導入と高品質安定生産を行い、販売チャネル^{*}を拡大していくことが重要です。加えて、6次産業化^{*}や農商工連携^{*}により、加工・販売、直売、農業体験農園^{*}、農家レストラン等の取組を軌道にのせて、高付加価値な経営が展開されることで、収益力を高め、事業として安定的に継続されていくことが期待されます。

(2) 計画的な土地利用と環境形成

農と緑に恵まれた都市環境の形成には、農業政策と都市政策の双方から都市農業の位置づけを見直し、都市農地をあるべきものとして保全し、計画的に活用されるよう支援体制を整え、地域と行政が一体となって取り組むことが重要です。

そのためには、洪水を未然に防止する機能や災害時の避難場所など農地の有する防災空間としての重要性を都市住民が知り、四季の変化を体感できる原風景として、都市農地が地域の貴重な共通資源であることを認識できるような機会の充実を図り、都市農地が持つ防災力、景観形成及び環境保全の機能発揮に向けた取組を促進する必要があります。

また、都市農業の基盤となる農業水利施設等の整備・更新を計画的に進めるほか、土地利用については、「都市計画区域マスタープラン[※]」や「立地適正化計画[※]」等において、地域の実情に合わせた形で農地の保全が位置づけられるよう、取組を進めていく必要があります。

さらに、生産緑地地区の新規指定や指定要件の緩和、相続税納税猶予の免除要件の見直しなど、農業者の負担を軽減するための税制上の措置により、都市農業が安定的かつ確実に継続される仕組みをつくることが求められます。

(3) 農業への理解促進と交流活動の推進

都市農業の有する多様な機能が発揮され、都市住民が農を取り入れた豊かな暮らしを実現するためには、農業への理解促進と交流や体験の機会の充実を図ることが重要です。

そのためには、都市農業に期待される「農産物の供給」や「農業への理解の醸成」として、直売所等が農産物の品揃えを充実し、地元農産物等の情報を積極的に発信するとともに、食育体験活動を増やし、農業者と都市住民の交流拠点となる取組を促す必要があります。

また、身近に存在する農の営みや生産者の努力、地元食材や郷土料理・伝統料理のすばらしさを理解してもらうために、学校給食、社員食堂、観光施設等でのさらなる地元農産物の利用拡大を図る必要があります。

そして、子供から大人まで幅広い層が農業にふれたり、体験できるよう、市民農園や農業体験農園[※]、福祉農園[※]、学校教育における農作業体験等に対して、地域協力者の掘り起こしや関係機関との連携により、ソフト・ハード面から支援を行うことが必要です。

加えて、生産、流通、消費の関係者と行政が一緒になって協働活動を行う「いいともあいち運動」や「花いっぱい県民運動」の浸透とより一層の活動の充実を図り、都市農業を皆で守り生かすという理解の醸成のもと、農のある暮らしの実現に向けた取組を推進していくことが必要です。

第3 愛知県都市農業のめざす姿

本県の都市農業における現状と課題を受け、都市農業が持つ様々な可能性を広げ、都市農業者と地域住民の共生関係を築くことにより、都市と農がバランスよく発展するという視点に立ち、次の3つの姿をめざします。

【めざす姿】

I 都市農業の安定的な継続

Keyword
多様な担い手

消費者が身近に存在するという優位性を生かし、多様な担い手が都市住民と交流しながら農業経営を維持・発展させ、やりがいを持って農業を営み、次世代へ承継されていく姿の実現をめざします。

II 農と緑に恵まれた都市環境の形成

Keyword
土地利用計画

市街化区域^{*}も農業振興の対象として捉え、的確な土地利用計画により、農地の保全と農業が持つ多様な機能が発揮され、その役割が認識されることにより、都市と農の調和による良好なまちづくりが形成される姿の実現をめざします。

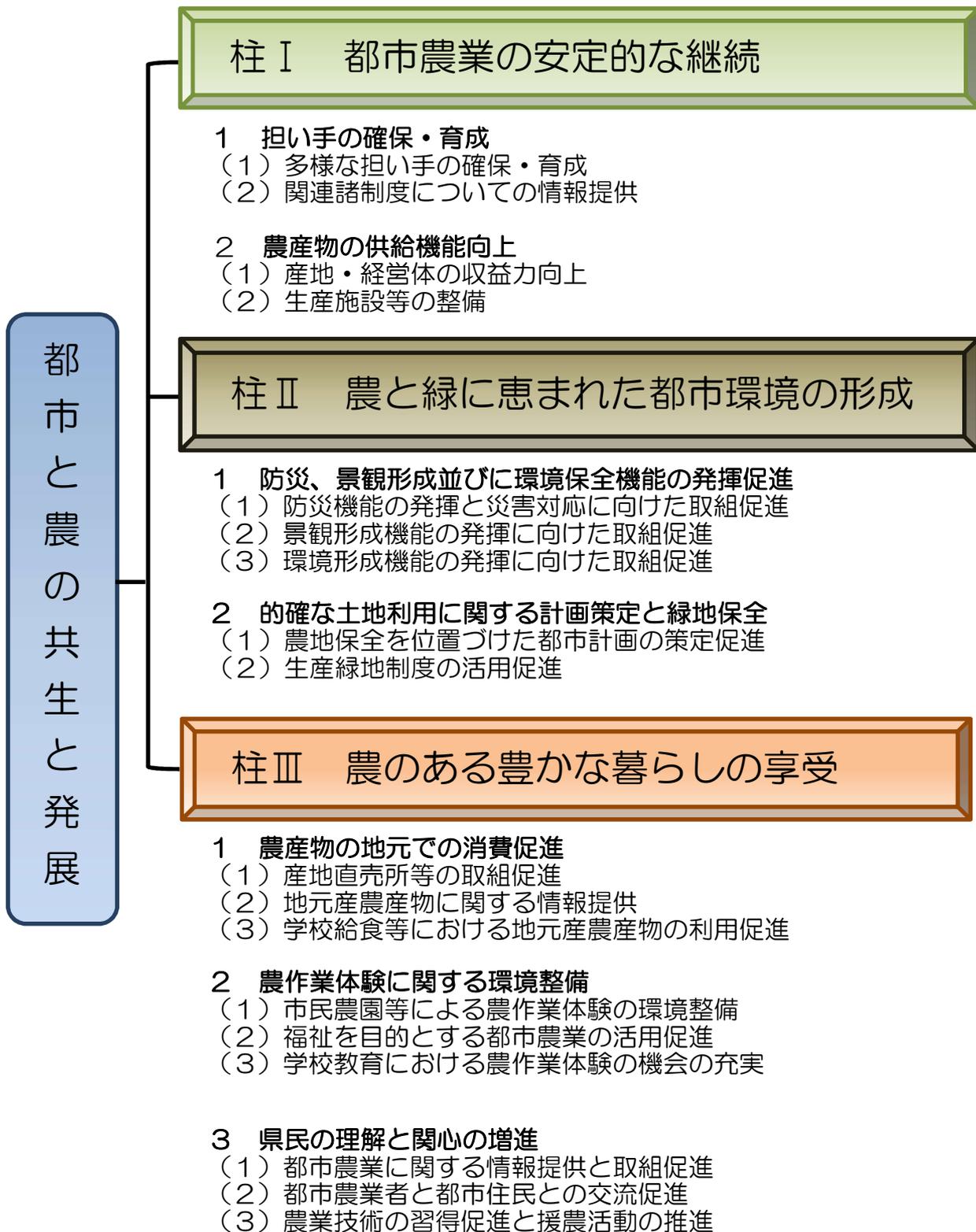
III 農のある豊かな暮らしの享受

Keyword
共生関係

都市住民の多くが、新鮮な農産物を供給する農地は、生活に豊かさと彩りを添える「共通資源」であるという認識のもと、農に触れる、作る、買う、体験するなど、積極的に関わることで、農業者を応援し、共に豊かさを享受する共生関係を築く姿の実現をめざします。

第4 施策体系と主な取組

めざす姿の実現に向けて、県の取組や、県と市町村・関係団体・県民との協働・連携による取組を3つの施策の柱のもとに体系化し、総合的かつ計画的に進めます。



I 都市農業の安定的な継続

1 担い手の確保・育成

都市農業を今後も安定的に継続していくために、多様な担い手の確保・育成や関連諸制度の周知を図ります。

(1) 多様な担い手の確保・育成

都市農業の維持・発展を図るため、産業としての農業を担う基幹経営体をはじめ、女性・高齢農業者、定年帰農を含む新規就農や民間企業等の農業参入者など、多様な担い手を幅広く確保し、育成に努めます。

- 都市農業の担い手を育成するため、経営規模に応じた生産技術や経営指導、補助事業や制度資金の活用推進、法人化などの取組を支援します。
- 農起業支援センター*において、多様な新規就農希望者に対して各種支援制度など就農に関する情報提供や相談を行うとともに、技術・経営指導を行います。
- 市町村や農業団体などが実施する農業塾と農起業支援センター、農業大学校が連携して技術・経営指導や研修を実施し、定年帰農者*などのスキルアップを図ります。
- 農業参入を考えている教育や福祉事業者等の民間企業等に対し、参入に関する相談、情報提供等を行います。
- 農業委員会等が実施する農地の貸し手と借り手とのマッチングを支援します。



税理士・社会保険労務士による
「農業法人化・雇用管理研修会」



就農相談会



こだわりのmiu トマトで都市農業

名古屋市中川区の飯田さんは、他産業から転職し、平成 21 年に就農しました。農園では、カツオと昆布の有機質肥料を使い、高糖度のミニトマトを年間約 20 t 生産しています。飯田農園では、ほ場の一角で直売を行うほか、トマトジュース、トマトの酢など加工品も販売しています。名古屋市内の百貨店やスーパー、飲食店などで販路を拡大し、都市農業の強みを生かした付加価値の高い農業を展開しています。



miu トマトを生産する飯田さん

miu は、小さな意に加え、umi (海) の栄養素の意味を込めています。

(2) 関連諸制度についての情報提供

都市農地の保全及び営農の継続を図るために、税制をはじめ都市農業及び農地に関する関連諸制度を周知し、その活用を支援します。

- 税制等に関する都市農業者等からの相談に対応するため、農業団体等と連携し、専門家による相談窓口の設置を推進します。
- 農業団体等と連携し、市民農園、生産緑地地区、相続税納税猶予制度等の都市農業に係る諸制度について、情報を提供します。
- 都市農業が安定的かつ確実に継続されるよう、都市農業のための利用が継続される土地に対し、必要な税制上の措置がなされるよう国に働きかけていくとともに、都市農業者等に制度改正に伴う情報を提供していきます。



農業団体による税務研修会



2 農産物の供給機能向上

都市農業が持つ最も重要かつ基本的な農産物供給機能の維持・向上のため、産地・経営体の収益力向上と生産施設等の充実を図ります。

(1) 産地・経営体の収益力向上

多様化する消費者ニーズを的確に捉えるマーケットイン[※]の視点に立って、生産から流通・販売までの技術・経営支援を行い、産地・経営体の収益力向上を図ります。

- 産地や経営体の特性に応じて、農業団体と協力し、消費者ニーズにあった品種や有利販売に向けた高品質安定生産技術などの導入を推進します。
- 経営改善に向けた低コスト・省力技術の導入や作付け体系の見直しなどの取組を支援します。
- 消費者が身近に存在するという都市農業のメリットを生かし、直売、農業体験農園[※]など多様な経営を支援します。
- マーケットインの視点に立った商品開発や6次産業化[※]など、多様化するニーズに対応した産地や経営体の取組を支援します。
また、6次産業化に取り組む人材を育成し、新商品の開発等や市町村の6次産業化等に関する戦略（市町村戦略）の策定を支援するとともに、国家戦略特区[※]制度の活用も図りつつ、関係機関等と連携して6次産業化の取組を促します。
- 担い手の減少など地域の実情に応じて、地域営農体制の見直しや地域住民との協働による取組を支援します。
- 農業団体が流通関係団体や地元の小売業と連携し、販売チャネル[※]の多角化・開拓など、販売力を強化できるよう支援します。



農業体験農園



イチジクの加工品

(2) 生産施設等の整備

農産物供給機能の維持・向上を図るため、農業機械、生産施設、農業水利施設等の整備を進めます。

- 機械・施設等の導入又は設置事業については、生産緑地地区に限らず全ての都市農地において、支援が可能となる新たな仕組みが国で検討されており、その内容について周知します。
- 上記の事業等を活用し、生産緑地地区やそれ以外の市街化区域内農地及びその周辺の農地において継続的に農業を営む農業者に対して、機械・施設等の導入を支援します。
- 将来にわたって農地の生産性を維持するため、農業水利施設等の適期、適切な整備・更新を推進します。



農業水利施設とは

農地に農業用水を供給するダム、頭首工、用水路や、農地から出てくる水を河川や海へ排水する排水路や排水機場が含まれます。

農業水利施設は食料生産の基礎的な施設であることに加えて、地域の排水を担い、災害を未然に防止するなど、人命や財産を保護する重要な役割を果たしています。



農業用水管の更新工事



農業用水管から水田へ供給される農業用水

Ⅱ 農と緑に恵まれた都市環境の形成

1 防災、景観形成並びに環境保全機能の発揮促進

都市農業の有する防災、景観形成、環境保全等の役割が認識され、地域と行政が一体となって機能発揮に向けた取組を促進します。

(1) 防災機能の発揮と災害対応に向けた取組促進

災害時に備えた防災機能を強化するため、農業水利施設等の整備を進めるとともに、災害発生時における農地の活用や予想される災害時の対応として食料品等をはじめとする生活物資が優先的に供給されるよう、体制整備に向けた取組を支援します。

- 地域の農地・生命・財産を守る農業用排水機場の耐震化や更新整備を計画的に推進するとともに、維持管理に対する支援を行うことにより、浸水被害を未然に防止します。
- 農業用ため池のうち、防災重点ため池^{*}の耐震化を優先的に図ることにより、ため池堤体の決壊を防止します。
- 農地が有する洪水の防止などの多面的機能を十分に発揮させるため、地域住民等による農地等の保全活動を支援します。
- 都市農地が持つ防災機能を再評価し、災害時の避難場所、資材置き場、食料品の供給拠点等として活用する防災協力農地の取組^{*}を支援します。
また、災害発生時に必要となる燃料や食料品等の生活物資が優先して運搬・供給されるよう、農業団体等と締結した協定等の先行事例を県民へ周知し、防災意識の向上と取組に関する啓発を行います。



老朽化した排水機場の更新整備



防災重点ため池の浸水想定区域

(2) 景観形成機能の発揮に向けた取組促進

市街地の中で形成される農業景観は地域の貴重な共通資源であることを認識し、農業者と都市住民が共に保全・活用を図る取組を支援します。

- 市町村が景観計画※を策定する際、農業景観を生活景観や産業景観などと捉え、保全すべき景観資源として景観計画に位置づけて適切な誘導を図ることができるよう、必要な情報提供や技術的助言などを行います。
- 農閑期における景観向上に資する緑肥植物※の植栽、植物残渣の適切な処理等、営農の中で行われる良好な景観の形成に資する取組を推進します。



産業景観の一例（安城市田園）



緑肥植物（レンゲ）



美しい愛知づくり景観資源について

愛知県では、魅力ある地域づくりのために、良好な景観形成が必要と考え、「美しい愛知づくり」を推進しています。

平成19年9月から11月にかけて、県民の皆さんから地域の良好景観を広く募集し、応募のあった738件から、612か所の景観を「美しい愛知づくり景観資源600選」として認定しました。

この景観資源は有名な景観ばかりではなく、地元の祭りから歴史にゆかりのある景観、産業資源に関係する景観、四季折々の田園風景など何気ない身近な景観を含むものとなっています。また、別々の風景でも絵巻物のように一つのストーリーでつながるものについては、一連の風景群として関連づけています。



いなむら
稲叢※のある風景（名古屋市）

(3) 環境形成機能の発揮に向けた取組促進

都市農地が有する環境形成機能を十分に発揮させるため、環境に配慮した農業を推進するとともに、その効用を享受する都市住民の理解を深める取組を推進します。

- 都市農地は、ヒートアイランド現象*の緩和、雨水の貯留、地下水のかん養及び生物多様性の保全等の機能があり、良好な都市環境の形成に資することから、市町村に対し、都市農地の保全を「緑の基本計画*」に位置づけることについて啓発します。
- 過剰な施肥による土壌への塩類集積*や地下水、河川の水質悪化といった環境への負荷を軽減するため、農作物の施肥基準に沿った適正な施肥を促進します。
- 化学農薬だけに依存せず、多様な防除方法を適切に組み合わせて実施するIPM*（総合的病害虫・雑草管理）技術の導入を推進するとともに、農薬の使用においては、周辺環境に配慮した取組を促進します。
- 環境にやさしい農業に取り組むエコファーマー*の認定を推進するとともに、農業の自然循環機能を増進し、環境への負荷を大幅に軽減する有機農業に関する農業者への情報提供と県民への理解促進を図ります。



I PM実証ほ場



土壌診断研修会



緑の気温低減効果



クールアイランドの形成と冷気のにじみだし
資料：国土交通省「環境の世紀における公園緑地の取り組み」

植物は、晴れた日に葉から盛んに水分を蒸発し、空気中に水蒸気を供給します。また、水分が水蒸気になるときに周りの熱を奪うため、周囲の気温が下がります。

このような緑の蒸散作用などにより、まとまった緑地は、島状に冷気が集まる「クールアイランド」を形成するという効果があります。

2 的確な土地利用に関する計画策定と緑地保全

都市農業を農業振興及び都市計画の双方に位置づけた上で、都市農地の重要性を評価し、保全を推進すべき区域を定め、都市の農地が的確に利用されるよう取組を推進します。

(1) 農地保全を位置づけた都市計画の策定促進

都市計画における農地保全が、地域の実情に合わせた形で位置づけられるよう、都市計画制度を運用し、市町村に対して助言を行います。

- 都市計画区域マスタープラン^{*}や区域区分^{*}等の都市計画制度の運用にあたっては、都市の農地が持つ多様な機能を十分に認識した上で、「都市と緑・農の共生」の実現に向けた取組を推進します。
- 市町村に対し、立地適正化計画^{*}制度の周知を図るとともに、計画を策定する場合には、都市機能誘導区域や居住誘導区域の設定にあたり、都市農業振興の観点も考慮されるよう、機会を捉えて情報提供や助言を行います。



POINT!! 緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮

都市計画区域^{*}内の農地や森林は、都市に残された貴重な緑の資源として保全すべきであり、都市的土地利用と農林業的土地利用を対立してとらえたり、いたずらに農地や森林を減らしていくことは好ましくありません。

もとより、農地や森林については、農林業政策の観点から個別法令による土地利用規制がされており、都市計画区域内にこれらが存する場合には、都市計画とこれらの制度との調整に配慮し、優良な農地等との健全な調和を図ることが重要です。



POINT!! まちづくりと農業振興施策との連携の必要性

市街地及びその周辺区域の農地等は、都市の景観形成や防災力の向上、レクリエーションや自然とのふれあいの場としての多様な役割を果たすことが期待されています。このため農業振興施策と都市計画との連携により農地を保全することが重要です。

都市計画区域内の農地等は、都市に存在する貴重な緑の資源として位置づけることが重要であり、立地適正化計画制度が目指すコンパクトシティ^{*}の形成にあたっては、農業振興施策等と連携するなど、地域全体に目配りをした施策が重要です。



農作業での自然とのふれあい



都市農業についての話し合い

(2) 生産緑地制度の活用促進

都市の農地を保全し、都市環境の形成に資する緑地機能の発揮と営農の継続に向けて生産緑地制度の活用を促進します。

- 緑地機能等を持つ農地を保全して、良好な都市環境の形成を図る「生産緑地制度」について、市町村や都市農業者へ周知し、より一層の制度の活用を促進します。
- 市町村において、生産緑地制度が有効に活用されるよう、国における制度拡充等の情報提供や生産緑地地区の都市計画手続きに関する技術的助言を行います。



生産緑地制度とは



生産緑地地区（名古屋市）

「生産緑地法」に基づき、市街化区域^{*}内において、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資するため、緑地機能を有し、公共施設用地として適している 500 m²以上の農地等を、生産緑地地区に指定する制度です。

生産緑地は、農地等として管理しなければならず（第7条）、建築物の建築等の行為が規制され（第8条）、指定後 30 年経過後又は主たる従事者の死亡等の場合に、農地所有者が市町村長に対して買取りを申し出ることができません（第10条）。なお、平成29年3月現在、面積要件に関する生産緑地法の改正について、国会で審議されています。

Ⅲ 農のある豊かな暮らしの享受

1 農産物の地元での消費促進

都市農業の最も基本的な機能である「農産物を供給する機能」を最大限に発揮するため、産地直売所の活性化や農産物の情報提供、学校給食での更なる利用を図り、地元での消費を促します。

(1) 産地直売所等の取組促進

地元農産物の供給拠点として直売所等の整備を支援するとともに、生産者と消費者をつなぐ交流拠点として活用する取組を進めます。

- 直売所での販売に結びつける多様な担い手に対する栽培指導を行います。
- 消費者が地元の農産物やその加工品を購入したり、味わったりすることができるよう、直売所等の販売施設、加工処理施設、レストラン等^注を整備する取組を推進します。
- 直売所において、都市農業者と消費者が交流し、お互いに情報交換を行う場づくりや消費者が生産現場を見たり農業を体験したりする仕組みをコーディネートするモデル的な取組を支援します。さらに、こうした取組に地域の学校や企業も参加する仕組みづくりを進めます。
- 原産地等の適正な食品表示を推進するため、直売所に対する研修会の開催や巡回点検・指導を行います。

注：施設の建設には各種法令の許可が必要になります。

ファーマーズマーケット 「ぐっぴいひろば」に集まろう！

県内最大級の直売所 JA 尾張中央ファーマーズマーケット「ぐっぴいひろば」(春日井市)では、HP や SNS* を活用して、直売所の旬な情報や農産物の栽培状況を配信しています。また、中部大学とのコラボによる栄養弁当の開発やほ場見学ツアーなど、にぎわいを創出する様々な活動を展開しています。直売所を交流拠点とした生産と消費の好循環が生み出され、平成 28 年の利用者数は、約 48 万人となっています。



食育体験ツアーのちらし

(2) 地元農産物に関する情報提供

都市住民に地元農産物をはじめとする愛知県産農林水産物のすばらしさを周知し、消費拡大につながる各種情報を提供して、地産地消を推進します。

- 「いいともあいち運動」を展開し、趣旨に賛同する団体からなる「いいともあいちネットワーク会員」や個人会員である「サポーター」、県産品を販売又は利用する「推進店」の登録数を増やし、運動の充実を図ります。
- ホームページやSNS*などの活用、交流イベントなどにおけるPRを通じて、いいともあいち運動のシンボルマークを表示した商品数の拡大と浸透を図ります。
- 地元農産物の種類や旬、調理法等を紹介する各種イベント等の開催により、都市住民に対して県産農林水産物に関する情報を提供します。

「いいともあいち運動」とは

県民の方々に「愛知県農林水産業の応援団」になってもらい、消費者と生産者が一緒になって愛知県の農林水産業を支えていこうという運動です。また、県民の方々に県産農林水産物をもっと食べていただきたい（利用していただきたい）という、「愛知県版地産地消の取組」でもあります。



運動のシンボルマーク
愛称「あいまる」

- 1 県内の消費者と生産者が
今まで以上にいい友関係になる
- 2 Eat more Aichi products
(イート モア アイチ プロダクツ)
||
もつと愛知県産品を食べよう
(利用しよう)



シンボルマークを表示した商品



県産農林水産物の紹介

(3) 学校給食等における地元産農産物の利用促進

小中学校の学校給食などにおいて愛知県産農林水産物を積極的に活用し、愛知の食材や郷土料理・伝統料理のすばらしさを理解してもらう取組を促進します。

- 地元や県内でとれた農林水産物を活用する「愛知を食べる学校給食の日」の取組を、食育月間である6月を含めて年3回、県内全ての公立小中学校などで実施します。
- いいともあいち運動等を通して、学校給食、社員食堂、観光施設等における県産農林水産物の利用の拡大を図ります。



「愛知を食べる学校給食の日」とは

学校給食に地元の農林水産物を活用することは、児童生徒や教職員、保護者等学校関係者が地域や農林水産物への理解を深めることにつながります。また、地域に伝わる食文化や食の加工技術に触れることにより、食生活をより豊かにしようとする意欲の向上につながります。このため、「愛知を食べる学校給食の日」を設定し、県内の全ての公立小中学校などで「食育月間」の6月と旬の食材が豊富な秋、「全国学校給食週間」が行われる1月の年3回実施しています。



2 農作業体験に関する環境整備

都市住民が農作業を体験する場として、市民農園、農業体験農園^{*}等を整備するとともに、体験機会の充実を図る取組を推進します。

(1) 市民農園等による農作業体験の環境整備

都市住民が農業と関わり、農のある暮らしを実践するため、市民農園、農業体験農園等の整備を支援するとともに、農業体験農園等を運営する農業者への支援を行います。

- 市町村等と連携し、都市住民の多様なニーズに合わせた市民農園、農業体験農園、観光農園^{*}等の整備を支援します。
- 農業体験農園が都市近郊農業の経営モデルとして定着するよう、農業団体と連携して、農業者への啓発や新たな農園開設希望者への支援を行います。



家族での農業体験



農業体験農園で広がる交流の輪！

名古屋市天白区の阪野農園は平成 24 年から農業体験農園を開園しています。1 区画 30 m²相当のほ場が用意され、年間 19 組が利用しています。約 35 品目の野菜を栽培し、一般では手に入りにくい、くりあじかぼちゃや、「あいちの伝統野菜^{*}」である八事五寸人参も作ります。利用者は園主から栽培のノウハウを学び、野菜づくり楽しさを体感して、交流の輪を広げています。



園主による指導

(2) 福祉を目的とする都市農業の活用促進

福祉分野からの農業に対するニーズに対応するため、福祉を目的とする都市農業の活用促進の取組を支援します。

- 福祉分野からの参入希望事業者に対して、各種支援制度などの就農に関する情報提供や就農相談を行います。また、農園の規模拡大や6次産業化※などの経営充実を目指す事業者等に対する技術・経営指導を行います。
- 福祉事業所で作られた農作物や加工品を広く県民に販売する機会を提供するため、マルシェ※の開催支援や販路拡大のための商談会に関する情報を提供します。
- 福祉事業者に対し、先進施設の事例から、農福連携※の効果や課題を取り上げた研修を実施するとともに、県内の先進施設や農場を会場とした体験型の研修を実施します。



福祉事業所が「なごや招福肉まん」を開発！

社会福祉法人みなと福祉会「わーくす昭和橋」は、食を通じて、社会に参加する活動を進めています。

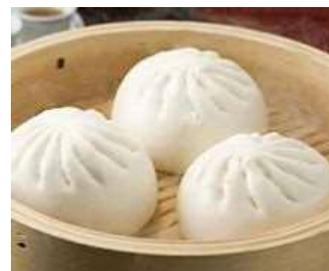
その中で、当事業所は、名古屋市中川区発祥の伝統野菜「野崎白菜」をブランド化するプロジェクトに参加し、地域の方たちと一緒に本格派中華まん「なごや招福肉まん」を商品開発しました。

この肉まんは、安全・安心のこだわりから、化学調味料を一切使用せず、食材に愛知産小麦「きぬあかり」、「野崎白菜」、「知多三元豚」、「名古屋コーチン」を使っています。なお、商品はイベントやインターネット等で販売中です。

障害者の方々が特別な思いを込めて、丁寧に包み上げた肉まんは、地元食材の美味しさが詰まった絶品の味として、多くの皆様に愛されています。



丁寧に包み上げ



なごや招福肉まん

(3) 学校教育における農作業体験の機会の充実

農作業体験学習を学校教育に積極的に導入するため、情報提供を行うとともに、学校や地域の関係団体等と連携した取組を進めます。

- 周辺の環境や学校の指導方針等に応じて、農林漁業体験学習に取り組めるよう作成した「食育のための農林漁業体験学習実践マニュアル」などを活用し、学校への働きかけを行います。
- 「学校での農林漁業体験学習に係る地域協力者一覧」を活用して、学校と地域の関係団体や機関、生産者等の地域協力者との橋渡しを行うとともに、実施に向けて協力支援をします。



農林漁業体験学習実践マニュアル



田植え体験



ナス誘引作業体験



ブドウの袋かけ体験

3 県民の理解と関心の増進

都市住民が、身近に存在する農業や、農業が育んできた歴史・文化に触れ、都市農業に対する理解を深め、取組を促進します。

(1) 都市農業に関する情報提供と取組促進

都市農業が有する多様な機能について、都市住民の関心に応じた情報を届けるよう工夫し、日常的に触れるメディアやイベント等、普段、農業に関わることはない方も広く目にする媒体を通じて理解促進を図ります。

- 県のホームページやSNS*の活用、フリーペーパー*との連携など様々な媒体や機会を通じて、都市農業の存在やその多様な機能などに関する情報の積極的な発信を図るとともに、市町村、農業団体、都市農業者などが行う、都市住民への情報発信や交流、連携等の取組を促進します。
- 食育の推進の中で、様々な体験や交流を通じて、食への感謝の心や豊かな人間性を育てるため、家庭・地域・学校等において、収穫した農産物を調理したり、自ら調理した料理を家族等と共に味わう機会を提供します。
- 「花の王国あいち*」や「今月のあいちの花*」のPR、小学校やイベントでの花育教室の開催、花以外でのイベントでの花のPRなどにより、県民の花への関心を高め、あいちの花を暮らしの中に取り入れる取組を進めます。



学生の調理体験



花育教室



フラワーバレンタインプロモーション



68種の生きものを観察！

JAあいち中央・榎前環境保全会では、毎年夏にコープあいちと協働して、「生きもの観察会」を行っています。平成28年の観察会では、ドジョウ、カエル、ザリガニ、スッポンなど、田んぼや水路に68種類もの生き物がいることを子供たちが知りました。生き物観察会は、食料としてのお米の生産だけではなく、田んぼの多様で大切な役割を教えてくれています。



生きもの観察会

(2) 都市農業者と都市住民との交流促進

都市農業者と地域住民との相互理解による、より良いコミュニティ※を形成するため、触れ合いの場所や機会を一層創出し、交流促進のための取組を支援します。

- 都市農業への理解と関心を深めるため、農業大学校が実施する「農業理解研修」において、都市住民が都市農業者の生産現場を訪問する現地交流型の県民公開講座を開催します。
- 都市農業者と地域住民が直接触れ合う農業祭やマルシェ※の開催など、交流促進のための取組を支援します。
- 地域でさらなる地産地消活動を推進することを目的に「いいともあいち地域サロン」等を開催し、地元農産物の即売会や生産者と消費者との意見交換等を行い、交流促進を図ります。



生産現場の見学



地元農産物の即売会（東海秋まつり）



旬の野菜が勢ぞろい！栄のマルシェが大人気！

毎週土曜日の朝、名古屋の中心地・栄でマルシェが開かれています。それは、「オアシス21 オーガニックファーム朝市村」。農薬や化学肥料を使わない旬の野菜が並ぶ朝市です。3時間限定ですが、千人超が集まる人気ぶり。愛知県をはじめとする東海各地から20～35の農家が出店しています。

朝市村では「就農相談コーナー」を開設して8年が経過し、今では27名が新規就農しています。作り手と買い手の顔が見える交流の場として、そして就農・研修相談から定着までの受入支援を行う活動が高く評価されています。



就農相談



マルシェのにぎわい

(3) 農業技術の習得促進と援農活動の推進

都市農業に対する期待とニーズに対応し、都市住民との協働活動を推進するため、農業に関心のある都市住民に対して、農業に関する知識や技術習得を図るとともに、農作業を支援する取組を促します。

- 市町村や農業団体などが実施する農業塾や農業大学校が実施する「農業理解研修」により、農業に関する知識や技術の習得を図ります。
- 農業に関心のある都市住民に対して農作業を学習する場を提供し、一定の技術水準に達した者が援農ボランティア*として、労働力を必要としている農業者のもとで農作業を支援する取組を推進します。



農業理解研修での講義（農業大学校）



農業理解研修でのせん定実習（農業大学校）



モモ栽培サポーターによる援農活動

春日井市、犬山市、小牧市は、古くからのモモの産地です。しかし、近年、生産者の高齢化と担い手の減少により、生産量が減少しつつあります。

このため、平成24年度から犬山市果樹園芸組合連合会が、その翌年度から JA 尾張中央地域担い手育成総合支援協議会（春日井市・小牧市）が、モモ生産者の栽培を支援していただける一般市民の方を対象として、「モモ栽培サポーター養成講座」を開催しています。講座では、県普及指導員や生産者が講師を務め、座学と実習を行います。平成28年度は3市で合計21名が受講し、現在、24名の修了生が、モモの摘果、袋かけ、剪定などの援農活動を実施しています。



モモの摘果方法を学ぶ受講者



第5 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 連携・協働による施策の推進

県は、農業関係団体や県民などと役割を分担し、協働しながら、市町村と連携を図りつつ、振興計画に掲げた施策を総合的かつ計画的に推進します。

2 市町村の計画策定について

基本法の第10条において、地方公共団体は、政府の基本計画を基本として、その地方公共団体における都市農業の振興に関する計画（地方計画）を定めるよう努めることとされています。

都市農業の振興に当たっては、地域の実情に合わせた施策の展開が必要であることから、市町村においては、農政部局、都市計画部局、財政部局、関係団体等が連携して、都市農業者や地域住民も一緒になった議論のもと、国と県の計画を参考に、地方計画を策定することが求められます。

各市町村の地方計画が可能な限り早期に作成され、効果的な施策が推進されるよう、県から働きかけるとともに、必要な情報提供等、適切な支援を行っていきます。



參考資料



用語の解説

【あ行】

あいちの伝統野菜 (p9、p33)

野菜を歴史的・文化的遺産として見つめるだけでなく、再び身近な野菜として利用するため、平成14年に県内の地域特有の野菜を調査し、①選定時点から^{注1}50年前には栽培されていたもの、②地名、人名がついているものなど愛知県に由来しているもの、③今でも種や苗があるもの、④種や生産物が手に入るものなど、4つの定義を満たす35品種を選定しました。(注1:「あいちの伝統野菜」選定時(平成14年)から)

あいち森と緑づくり事業 (p8)

平成21年度から、県税である「あいち森と緑づくり税」を財源として実施している事業です。手入れが行き届かない人工林の間伐、放置された里山林の整備・保全及び都市部における貴重な緑地の保全・創出に加え、県民参加による森や緑の保全活動や環境学習などの取組を効果的かつ計画的に推進するものです。「山から街まで緑豊かな愛知」の実現を目指し、持続可能な循環型社会づくりにつなげていくことを目的としています。

いなむら 稲叢 (p26)

刈り取った稲を乾燥させるために野外に積み重ねたものです。

インショップ (p11)

デパートやショッピングセンターなどの大型店の売場に、比較的小規模の独立した店舗形態の売場を設置することです。

エコファーマー (p27)

環境にやさしい農業に取り組む計画を作成して、知事の認定を受けた農業者のことです。①堆肥などを利用した土づくり、②化学肥料を減らす取組、③化学農薬を減らす取組を実施する計画を立てることで認定を受けることができます。

援農ボランティア (p38)

農家ではない人が、農作業の手助けをすることです。都市部の住民が、摘果や収穫などの作業を補助するものをいいます。

塩類集積 (p27)

土壌中の水に溶けている各種の無機塩類が、蒸発などによる水の移動に伴って土壌表層に集積することです。

【か行】

観光農園 (p33)

果実やイチゴのもぎとりなど、レクリエーションのため一般市民に開放する農園です。

景観計画 (p26)

景観行政団体が、景観行政を進めるために定める、良好な景観形成に関する基本的な計画です。

県政世論調査 (p11、p16)

県民生活に関わりの深い県政の各分野について、県民の関心や意向、要望等を把握し、今後の県政運営の基礎資料とするために実施している調査です。

区域区分 (p28)

都市計画法で、都市計画区域の無秩序な市街化を防止するために、優先的・計画的に市街化を図る市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域を定めることです。

行為の制限の解除 (p7)

生産緑地地区は農地等として管理することが義務づけられていますが、①指定されてから30年を経過したとき、②農林漁業に従事している者が死亡したときなどは、市町村長に対し買取り申出ができます。申出日から3か月以内を買取りがされず、所有権の移転が行われなかったときは、生産緑地地区内の行為の制限が解除され、住宅などの建築や宅地造成ができるようになります。

国家戦略特区 (p12、p23)

内閣総理大臣主導で成長戦略を実現するため、区域を限定して大胆な規制改革等を集中的に実行する制度です。平成25年に国が創設しました。

コミュニティ (p37)

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会をさします。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体や地域社会のことです。

今月のあいちの花 (p36)

平成25年から、「花の王国あいち」で生産されている花を月ごとに設定して、紹介している取組です。

コンパクトシティ（p28）

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のことです。

【さ行】

市街化区域（p1、p3、p4、p10、p13、p19、p29）

都市計画区域のうち、既に市街地が形成されている区域と、概ね10年以内に優先的かつ計画に市街化を図る区域です。

市街化調整区域（p4、p13）

都市計画区域のうち「市街化を抑制すべき区域」です。

市民農園整備促進法（p13）

主として都市の住民のレクリエーション等の用に供するための市民農園の整備を適正かつ円滑に推進するための措置を講ずることで、健康的でゆとりのある国民生活の確保を図るとともに、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資することを目的とする法律です。

【た行】

定年帰農者（p17、p21）

農家出身者が定年退職後に故郷に戻り、農業に従事する人、または、出身地を問わず、定年退職を契機に農業に従事する人のことです。

特定農地貸付法（p13）

営利を目的としない都市住民等による農作物の栽培に限り、農地法等に関する特例を措置する法律です。

都市計画区域（p4、p13、p28）

都市計画を策定する場となる都市の範囲で、都心の市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などからみて、一体の都市として捉える必要がある区域です。

都市計画区域マスタープラン（p18、p28）

県が都市計画区域ごとに、一市町村を越えた広域的な見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものです。

【な行】

南海トラフ地震（p8）

フィリピン海プレートとアムールプレートとのプレート境界の沈み込み帯である南海トラフ沿いが震源域と考えられている巨大地震のことです。

農起業支援センター（p21）

就農希望者に対する就農相談や就農後の生産技術指導等の支援を行う拠点です。県内8か所の農業改良普及課に設置されています。

農業振興地域（p4）

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して一体として農業振興を図ることが相当と認められる地域であり、都道府県知事が指定します。

農業体験農園（p14、p17、p18、p23、p33）

農地を区画貸しする一般の市民農園とは異なり、農地所有者等が自ら行う農業経営の中で、都市住民等が、連続した農作業を体験できるものです。経営の主体が農地所有者等の農業経営者にあることが明確である消費者参加型の農園です。

農商工連携（p12、p17）

農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発等に取り組むことです。この取組は、平成19年11月から動き始め、農林水産省と経済産業省が共同で支援しています。

農地法（p4、p13）

優良農地の確保及び農地の効率的な利用促進などを通じて、国民に対する食料の安定供給を確保することを目的とする法律です。

農福連携（p34）

農業の多様な担い手の確保や、障害者の新たな就労の場の創出につなげるために、農業関連事業者と福祉関連事業者が連携して、福祉事業所の農業参入や農業者による障害者雇用などを行うことです。

農用地区域（p4）

農振法に基づき、農業振興地域内において、今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域です。

【は行】

花の王国あいち (p36)

愛知県は、昭和 37 年から花の産出額が日本一であり、品目別でも、きく、洋らん、ばら、観葉植物は日本一の産出額を誇っています。それらを指して花の生産が盛んな愛知県を表すキャッチコピーです。

販売チャンネル (p17、p23)

商品やサービスを消費者に販売する経路で、消費者が商品やサービスを最終的に購入する場所です。販売手法や販売方法のことでもあります。

ヒートアイランド現象 (p27)

都市部の気温が周辺郊外部に比べて高くなり、等高線を引くと都市部を中心とした島状になる現象です。

福祉農園 (p18)

高齢者や障害者等の健康維持や社会復帰訓練等、福祉目的で使用される農園をさします。

フリーペーパー (p36)

広告収入を元に定期的に制作され、無料で特定の読者層に配布される印刷メディアのことです。

防災協力農地の取組 (p8、p25)

地方自治体が農地所有者と災害発生時の避難空間、仮設住宅建設用地等として農地や施設等を利用する内容の協定を自主的に締結する取組です。

防災重点ため池 (p25)

決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため池のことです。

【ま行】

マーケットイン (p23)

ニーズを優先し、顧客視点で商品の企画・開発を行い、提供していくことです。プロダクトアウトの対義語であり、「顧客が望むものを作る」、「売れるものだけを作り、提供する」方法を指します。

マルシェ (p11、p34、p37)

生産者等が市街地においてテント等を連れ、農林水産物及びその加工品を定期的に直接販売する会場をいいます。

緑の基本計画 (p27)

都市緑地法第 4 条に基づき、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で、主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、市町村が策定する計画です。

【ら行】

立地適正化計画 (p18、p28)

都市再生特別措置法に規定された、都市全体を見渡したマスタープランであり、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通機関等さまざまな都市機能の誘導をおこなう計画です。

緑肥植物 (p8、p26)

土壌を肥沃化する目的で栽培し、土にすき込む作物です。

6次産業化 (p12、p17、p23、p34)

農林水産物や農山漁村に存在する土地、水などの資源を有効に活用して、農林漁業（一次産業）と製造業（二次産業）、小売業等（三次産業）との融合を図り、農山漁村を活性化させる取組です。

【I】

I PM (Integrated Pest Management) (p27)

安定した農業生産を実現するため、病害虫を適切に防除するとともに、人の健康へのリスクと環境への負荷を軽減するための概念として国際的に提唱されたものです。病害虫の発生予察情報に基づく適時・適切な防除の推進、生物農薬や選択性の高い化学農薬の利用などの手法を適切に組み合わせ、農業者と消費者の双方にメリットのある取組として位置づけられています。

【S】

SNS (Social Networking Service) (p30、p31、p36)

インターネットを通じた社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスです。代表例として Twitter や Facebook 等があります。

愛知県都市農業振興計画策定検討会議設置要領

(目的)

第1 愛知県の都市農業の振興を図るための、愛知県都市農業振興計画（以下、「振興計画」という。）を検討することを目的に、愛知県都市農業振興計画策定検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 検討会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 振興計画の策定に関すること
- (2) その他、都市農業の振興に関すること

(構成員)

第3 検討会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 構成員は、やむを得ない事情により検討会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(座長)

第4 検討会議に座長を置き、座長は、構成員のうちから互選する。

- 2 座長に事故あるときは、予め座長が指名したものが職務を代行する。

(検討会議)

第5 検討会議は、愛知県農林水産部長が招集し、座長が主宰する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6 検討会議の事務局は、愛知県農林水産部農業振興課内に置く。

(雑則)

第7 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は座長が定める。

附 則

この要領は、平成28年7月27日から施行する。

構成員名簿

(敬称略・五十音順)

氏名	所属・職名等
稲垣 武磨	尾張中央農業協同組合 総合企画部 部長
久納 健司	株式会社マイファーム 執行役員
小塚 繁広	グリーンファクトリーKOZUKA 代表
鈴木 敏之	愛知県農業会議 農政課長
仙田佳代子	愛知県食育推進会議公募委員
堤 英祐	生活協同組合コープあいち
○ 向井 清史	名古屋市立大学 大学院経済学研究科 特任教授
村上 光男	愛知県農業協同組合中央会 地域振興部 部長
吉野 隆子	オーガニックファーマーズ名古屋 代表

○ 座長



たぐれ市（名古屋駅ナナちゃんストリート）



愛知県都市農業振興計画 —都市と農の共生と発展に向けて—

平成29年3月

愛知県農林水産部農業振興課

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6406（ダイヤルイン）

ホームページ <http://www.pref.aichi/nogyo-shinko/>

表紙 左上：体験農園（株式会社マイファーム）

右上：緑肥植物 レンゲ

中央下：田んぼアート（尾張旭市）

裏表紙：マルシェ（オーガニックファーマーズ名古屋）